

予 規 通 知  
令和 4 年 1 0 月 5 日

各所属長 様

宮代町長 新井 康之

## 令和 5 年度の予算編成方針について（通知）

下記により編成することとしたので、予算規則第 5 条の規定に基づき通知する。

### 記

#### **令和 5 年度予算編成方針の基本的考え方**

令和 2 年 1 月に国内最初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、度重なる感染拡大の波が訪れるなど長期化し、いまだに収束が見通せない状況にある。さらにはウクライナ情勢による原材料価格の上昇に加え、急激な円安などを背景とした物価上昇による家計や企業への影響により、今後の財政環境はより厳しさを増している。

このようななか、令和 5 年度は第 5 次総合計画の 3 年目を迎え、「首都圏でいちばん人が輝く町」の実現に向けて、総合計画に掲げる事業を効果的に推進するとともに、社会の変革に柔軟に適応し持続可能な社会の構築に向けて、デジタルトランスフォーメーション（D X）への取り組みやカーボンニュートラルの推進など、新たな課題に積極的に取り組んでいく必要がある。

については、令和 5 年度の予算編成にあたっての重点を以下に示すので、これらポイントを踏まえ、一層の歳入確保と経常経費の節減に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるように、創意工夫と必要に応じた各課連携により編成作業にあたることとする。

#### **（1）第 5 次総合計画前期実行計画事業の効率的・効果的な推進**

第 5 次総合計画は、計画期間 3 か年目を迎え、多くの事業において本格実施・稼働に移行していく年度となる。各事業を確実に円滑に進めるため、必要経費を適切に見積もり、真に必要となる予算を要求すること。

#### **（2）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と事業の統廃合の推進**

社会活動を維持しながら新型コロナウイルス感染症の対策についても継続して取り組むとともに、ポストコロナを見据え、感染拡大防止として実施を見送った各種事業も含めて、この変化を機に事業の目的・対象・手段等をゼロから見直し、場合によっては抜本的な見直し、他事業への転換や廃止も含めた検討を行うこと。

### **(3) 財源の確保に向けた取組の推進**

国などの予算編成の動向に注意を払い、国や県の補助金、財団等の助成制度を積極的に活用すること。特に感染症対策に関する新たな補助制度などの動向には十分注意を払うこと。また、次に掲げる取り組みを引き続き実施し、財源の確保に努め、持続可能な財政運営に取り組むこと。

- ・ 公共施設の再編・機能転換や普通財産の売却による歳入確保
- ・ 国民健康保険税率の定期的な見直し
- ・ ふるさと納税制度の活性化
- ・ 地方債償還の着実な進捗による後年度負担の軽減

### **(4) 一般行政経費予算配分枠の設定**

限られた財源を効率的・効果的に活用するという基本的考えのもと、各課所管の一般行政経費枠事業を適切に見積もり、その積み上げを行うことで、配分枠に合わせた調整を行うこと。

### **(5) 持続可能な地域社会の実現に向けた行政運営の推進**

社会の変革に柔軟に対応し、社会問題の解決等に努めるため、行政事務の効率化や住民生活の利便性向上に向けて行政サービスのデジタル化（自治体DX）に取り組むとともに、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進していくこと。

### **(6) 規律ある財政調整基金の活用**

新型コロナウイルス感染症の影響及び原油価格・物価高騰による先行き不透明な状況を見据え、地方自治体としてこれまで以上に健全な財政運営を行うことが必要なことから、財政調整基金の活用については令和4年度と同額程度を目安とする。

#### **【参考】国の令和5年度予算編成における留意事項**

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応、デジタル変革への対応やグリーン化の推進など、持続可能な地域社会の実現等の重要課題への対応
- ・ 社会保障関係費の増加が見込まれる中、安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保
- ・ 自治体DXの推進と財政マネジメントの強化